

○駒澤大学学内ネットワーク利用規程

平成10年4月1日制定

改正 平成13年10月1日

平成14年4月1日

平成19年4月1日

平成23年4月1日

平成27年4月1日

令和4年4月28日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学内ネットワークシステム（以下「KOMAnet」という。）の利用に関する事項を定め、駒澤大学情報セキュリティ基本規程（以下「基本規程」という。）に基づき、KOMAnetの情報セキュリティの確保及びKOMAnetの適正な利用を目的とする。

(管理及び運用)

第2条 KOMAnetの管理は、総合情報センターが行い、総合情報センター所長（以下「所長」という。）をKOMAnet管理責任者とする。

2 運用に関する事項は、駒澤大学情報システム委員会（以下「システム委員会」という。）で協議し、総合情報センター（以下「センター」という。）がその業務を担う。

(責任)

第3条 KOMAnetの利用にあたり利用者は、次の各号に関して責任を負わなければならない。

- (1) KOMAnet上で行う通信の内容
- (2) KOMAnetで提供するサービス及びその情報
- (3) KOMAnetを利用することにより発生した損害
- (4) 利用者個人に属する情報資源の内容についての管理・保障

(利用資格)

第4条 KOMAnetを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 駒澤大学（以下「本学」という。）の教職員
- (2) 本学の学生、ただし第3号を除く
- (3) 研究生、委託生、科目等履修生、科目等特別履修生及び聴講生
- (4) 所長が特に許可した者

(利用の申請)

第5条 前条第1項第1号、第3号及び第4号の利用資格者がKOMAnetを利用しようとする場合は、所定の「ユーザID申請書」に必要事項を記入のうえ、所長に提出しなければならない。

2 前条第2号の利用資格者は、センター主催の利用講習会の修了をもってKOMAnetの利用の申請と

みなす。

(利用の許可)

第6条 所長は、前条の定めるところにより、利用申請手続きが完了したと認めた場合、KOMAnetのユーザIDを発行する。

2 第4条第1項第4号の利用資格者の利用期限は当該年度内とする。ただし、継続利用の申請手続きにより利用の延長を許可することができる。なお、継続利用の申請手続きは、毎年度行わなければならない。

3 第4条に定める利用資格者がその身分を停止されているときは、利用を認めないことがある。

(利用の中止)

第7条 KOMAnetの利用者は、利用資格を喪失、又はその利用を中止する場合は、別に定める手続きを行わなければならない。

2 KOMAnetの利用を中止した者が再びKOMAnetを利用する場合は、再度第5条に基づき利用申請手続きを完了しなければならない。ただし、講習会の受講は免除することができる。

(KOMAnetへの接続)

第8条 新規に情報システム又はコンピュータ等をKOMAnetに接続しようとする場合は、事前にKOMAnet管理者と協議したうえで、所長に接続の許可を得なければならない。ただし、一時的なKOMAnetへの接続はこの限りでない。

(情報セキュリティ教育の受講義務)

第9条 KOMAnetの利用者は、基本規程第19条第2項に基づき、センターが実施する学内システムの利用及び情報セキュリティに関する教育を受けなければならない。

(遵守事項)

第10条 KOMAnet管理者及び利用者は、基本規程及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自分のユーザID及びパスワードの保護に努めるとともに、他者のそれを使用してはならない。
- (2) 他者に迷惑又は損害を与えるおそれのある情報やプログラムを発信してはならない。
- (3) 教育・研究・業務活動を妨げるようなソフトウェアのインストール又はコンピュータの設定をしてはならない。
- (4) 非公開情報又はそれを含む添付ファイルを電子メールで送信することが許可されている場合は、パスワードの設定又は暗号化等の保護対策を講じること。
- (5) その他KOMAnet及びこれに接続する他のネットワークの正常な運用を妨げる利用又は行為をしてはならない。
- (6) その他法令に違反する行為をしてはならない。
- (7) この遵守事項に反すると思われる利用若しくは行為又はKOMAnetの異常を発見した場合は、所

長に届け出ること。

(調査及び措置)

第11条 所長は、前条に定める遵守事項に反する行為、又はその発生のおそれがある場合は、これを調査することができる。

2 所長は、前項の調査の結果、前条に定める遵守事項に反する行為が認められた場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 当該システム管理者に対する当該行為にかかる情報発信の遮断命令
- (3) 当該行為者のKOMAnet利用の停止、又はユーザIDの削除命令
- (4) その他法令に基づく措置

3 所長は、本条に定める調査、又は措置を行った場合は、その調査、又は措置の内容をシステム委員会に報告し、了承を得なければならない。

(賠償)

第12条 利用者が故意にKOMAnet等に損害を与えた場合は、賠償の責を負うことがある。

(事故及び障害等の報告)

第13条 KOMAnetの利用者は、KOMAnet及び学内情報システムの利用に際し、事故及び障害を発見した場合は、基本規程第25条に従って報告しなければならない。

(運用の停止)

第14条 KOMAnetの保守・点検、障害及び所長が特に必要と認めた場合は、臨時にKOMAnetの運用を停止することができる。

(損害の免責)

第15条 本学は、いかなる理由によっても、通信サービスの遅延、中断及び停止により利用者が被った損害について、一切の責任を負わない。

2 本学は、通信サービスから得た情報の内容又はその表示により利用者が被った損害について、一切の責任を負わない。

(雑則)

第16条 この規程に定めのない事項が発生した場合は、システム委員会で協議する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、システム委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、駒澤大学情報ネットワーク利用ガイドライン(平成10年4月1日制定)は、
廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。